



かっぱ新聞

第120号

令和7年12月 吉日

トピック

- 令和7年度補正予算案について
- 介五郎（介護保険版）のメインメニューが変わります！

【令和7年度補正予算案について】

厚生労働省より令和7年度補正予算案が公表されました。案のため成立するかは今後の審議にかかりますが、居宅系サービスに関して以下のように記載されています。

ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援

①介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 ▶ 1.0万円

処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス（訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等）については処遇改善加算に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者が対象。

②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ ▶ 0.5万円

処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。

ア）訪問、通所サービス等→ケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）等。

イ）施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等→生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）等。

③介護職員の職場環境改善の支援（介護職員等の入件費に充てることも可能 ▶ 入件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当）

処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者（要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様）。

イ 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、

- ・特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
- ・大規模災害の発生時には、介護事業所・施設への避難も想定されることから、介護事業所・施設について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品などの購入費用等に対する補助を行う。

（補助上限額）

■介護事業所・施設（訪問介護、通所介護、施設系を除く）：1事業所あたり20万円

■訪問介護、通所介護事業所：規模（訪問回数等）、提供形態に応じて上限額を区分

- ・訪問介護 1事業所あたり 20万円、30万円、40万円、50万円

※延べ訪問回数（200回以下、201回以上～2000回以下、2001回以上）で区分（30万円、40万円、50万円）。

ただし、移動経費に着目し、集合住宅併設型は20万円とする。

- ・通所介護 1事業所あたり 20万円、30万円、40万円

※延べ利用者数（300人、600人）で20万円、30万円、40万円の3区分とする。

【参考】厚労省「令和7年度補正予算案の主要施策集」

https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/25hosei/dl/25hosei_20251128_01.pdf

【介五郎（介護保険版）のメインメニューが変わります！】

次のバージョンアップで介五郎（介護保険版）のメインメニューがリニューアルされます。新しい画面は業務に役立つ様々な情報を表示できるようになります。

また、クラウドやAIなど今後の機能拡張を見えた先行リリース版でもあります。

（※バージョンアップの手順は通常と異なる予定です。詳しくはリリース時に公開する専用ページにてご案内します）

保守グループ 奥山 優子

2025年最後の月になりました。年賀状もお歳暮も全く準備できていませんので、文字通り走ります。2026年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

